

案

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立児童福祉施設条例施行規則(昭和39年大阪市規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<u>(乳児等通園支援事業)</u>	<u>(条例第3条第5号の市長が定める事業)</u>
第6条 条例第3条第5号の <u>乳児等通園支援事業</u> を行う保育所は、大阪市立住吉乳児保育所とする。	第6条 条例第3条第5号の <u>市長が定める事業</u> を行う保育所は、大阪市立住吉乳児保育所とする。
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
大阪市立毛馬保育所、大阪市立海老江保育所、大阪市立西九条保育所、大阪市立南大江保育所、大阪市立梅本保育所、大阪市立磯路保育所、大阪市立田中保育所、大阪市立大正北保育所、大阪市立味原保育所、大阪市立浪速第1保育所、大阪市立小田町保育所、大阪市立姫島保育所、大阪市立佃保育所、大阪市立姫里保育所、大阪市立三国保育所、大阪市立西大道保育所、大阪市立豊里第2保育所、大阪市立下新庄保育所、大阪市立日之出保育所、大阪市立東小橋保育所、大阪市立東中本保育所、大阪市立中川保育所、大阪市立森小路保育所、大阪市立嶋野保育所、大阪市立関目保育所、大阪市立茨田第1保育所、大阪市立北加賀屋保育所、大阪市立御崎保育所、大阪市立住吉保育所、大阪市立住吉乳児保育所、大阪市立万領保育所、大阪市立矢田第3保育所、	大阪市立毛馬保育所、大阪市立海老江保育所、大阪市立西九条保育所、大阪市立南大江保育所、大阪市立梅本保育所、大阪市立磯路保育所、大阪市立田中保育所、大阪市立大正北保育所、大阪市立味原保育所、大阪市立浪速第1保育所、大阪市立小田町保育所、大阪市立姫島保育所、大阪市立佃保育所、大阪市立姫里保育所、大阪市立三国保育所、大阪市立西大道保育所、大阪市立豊里第2保育所、大阪市立下新庄保育所、大阪市立日之出保育所、大阪市立東小橋保育所、大阪市立東中本保育所、大阪市立中川保育所、大阪市立森小路保育所、大阪市立嶋野保育所、大阪市立関目保育所、大阪市立茨田第1保育所、大阪市立北加賀屋保育所、大阪市立御崎保育所、大阪市立住吉保育所、大阪市立住吉乳児保育所、大阪市立万領保育所、大阪市立矢田第3保育所、

大阪市立矢田教育の森保育所、大阪市立加美第1保育所、大阪市立長吉第1保育所、大阪市立喜連保育所、<u>大阪市立千本保育所</u> 別表第2（第3条関係） 大阪市立御幸保育所、大阪市立海老江保育所、大阪市立南大江保育所、大阪市立梅本保育所、<u>大阪市立磯路保育所</u>、大阪市立小田町保育所、大阪市立姫島保育所、大阪市立東小橋保育所、大阪市立鯉江保育所、大阪市立阪南保育所、大阪市立鷹合保育所、大阪市立喜連保育所、大阪市立松之宮保育所	大阪市立矢田教育の森保育所、大阪市立加美第1保育所、大阪市立長吉第1保育所、大阪市立喜連保育所、<u>大阪市立千本保育所</u>、<u>大阪市立長橋第2保育所</u> 別表第2（第3条関係） 大阪市立御幸保育所、大阪市立海老江保育所、大阪市立南大江保育所、大阪市立梅本保育所、<u>大阪市立八幡屋保育所</u>、大阪市立小田町保育所、大阪市立姫島保育所、大阪市立東小橋保育所、大阪市立鯉江保育所、大阪市立阪南保育所、大阪市立鷹合保育所、大阪市立喜連保育所、大阪市立松之宮保育所
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。